

# さいたまけんきょういくいいんかいしょうがいしゃかつやくすいしんけいかく 埼玉県教育委員会障害者活躍推進計画

かんいばん  
(簡易版)

れいわねんがつかいてい  
令和3年3月改定

## I 総論

### 1 計画の趣旨

れいわねん6がつに、しょうがいしゃこようそくしんとうかんほうりついかしょうがいしゃこようそくしんほうという。)が改正され、国や地方公共団体は障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(以下「障害者活躍推進計画」という。)を作成することが定められました。

そこで、県教育委員会は、障害者雇用促進法における事業主としての責務はもとより、教育現場における障害者雇用の意義を踏まえた上で、障害のある教職員を含む全ての教職員が働きやすい職場づくりを進めるため、障害者雇用促進法第7条の3に基づき「埼玉県教育委員会障害者活躍推進計画」を策定するものです。

なお、取組の実施に当たっては、別に障害者活躍推進計画を策定する知事部局などと協力をしながら進めていきます。

### 2 計画期間

れいわ2ねん4がつれいわ5ねん3がつ3ねんかん  
令和2年4月から令和5年3月までの3年間

### 3 取組方針

県教育委員会は障害者雇用を促進する責務と意義を深く認識した上で、以下のとおり取組んでいきます。

- (1) 障害者の活躍の場の拡大
- (2) 障害者が働きやすい職場づくり

## II 障害者が活躍するための施策（具体的な取組）

### 1 障害者の活躍の場の拡大

#### (1) 職務の選定・創出

##### 【継続・拡充】

- ・ 事務補助や環境整備補助の短時間勤務職員を雇用します。
- ・ 教育活動に直接関わる仕事を把握・検討し、障害者の活躍の場を拡大します。
- ・ 図書館などの清掃業務を行う短時間勤務職員を雇用します。
- ・ 事務集約オフィス「ハーモニー」で業務を行う短時間勤務職員を雇用します。
- ・ 障害者雇用を積極的に進めている地方公共団体や民間企業を調査し、新たな仕事の開拓を検討します。

##### 【新規】

- ・ 職場とは離れた場所で仕事をするテレワークなど、新たな働き方を研究します。

#### (2) 障害者の採用

障害者の採用にあたって、次の不適切な取り扱いはしません。

##### ○募集する時に、

- ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること
  - ・ 自力で通勤できることといった条件を設定すること
  - ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること
  - ・ 就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること
- といった条件を設定すること

##### ○特定の就労支援機関からのみ受入れること

#### ア 障害のある本採用教育職員の採用

##### (ア) 本採用教員

##### 【継続】

- ・ 教員の採用において、障害者特別選考試験を実施します。
- ・ 障害者特別選考試験において、受験者ごとに受験上の配慮をします。

(例えば) 手話通訳者の配置、点字による受験、別室での受験、指示内容を文字にして提供、会場内の誘導、試験を受ける座席を決める際の配慮、など

- ・ 障害のある教員が生き生きと働いている姿をホームページなどで紹介します。
- ・ 教員を目指す障害のある大学生などに対して説明会を実施します。
- ・ 県内のハローワークや埼玉県総合リハビリテーションセンターなどを利用する障害者に、障害者特別選考試験についてお知らせします。

## (イ) その他の本採用教育職員

### 【継続】

- ・ 県立学校実習助手の採用について、障害者特別選考を実施します。

### 【新規】

- ・ 県立学校寄宿舎指導員の採用について、障害者特別選考の実施を検討します。

## イ 障害のある本採用事務職員の採用

### 【継続】

- ・ 県人事委員会が実施する障害者を対象とした埼玉県職員選考により、採用します。

## ウ 障害のある短時間勤務職員の採用

### 【継続・拡充】

- ・ 事務補助や環境整備補助の短時間勤務職員を雇用します。【再掲】
- ・ 教育活動に直接関わる仕事を把握・検討し、障害者の活躍の場を拡大します。【再掲】
- ・ 図書館などの清掃業務を行う短時間勤務職員を雇用します。【再掲】
- ・ 事務集約オフィス「ハーモニー」で業務を行う短時間勤務職員を雇用します。【再掲】

## エ その他

### 【継続】

- ・ 障害のある教職員の配属先の検討にあたっては、採用時の意向聴取などを通じて、一人一人の障害特性や希望、スキルなどを把握し、能力が十分に発揮できるように

つと  
努めます。

- とくべつしえんがっこう せいと しゅうろういこうしえんきかん りよう しょうがいしゃ たい しょうぼう  
・特別支援学校の生徒や就労移行支援機関などを利用している障害者に対して、職場  
じっしゅう ば せつきよくてき ていきよう  
実習の場を積極的に提供します。

#### 【新規】

- しょうがい ほんさいようきようしよくいん さいようご きんむ さいようまえ たんじかん  
・障害のある本採用教職員が採用後にスムーズに勤務できるよう、採用前に、短時間  
きんむしよくいん きんむ こよう しく つく  
勤務職員として勤務できる「プレ雇用」の仕組みを作ります。

### (3) キャリア形成

#### 【継続】

- しょうがい きようしよくいん けんしゅう う しょうがい はいりよ しゅわつうやく てはい きんむじかん  
・障害のある教職員が研修などを受けやすいよう配慮（手話通訳の手配や勤務時間  
ちようせい  
の調整など）します。
- しょうがい たんじかん きんむしよくいん ぎようむ とお しょうぼう しょういん  
・障害のある短時間勤務職員が、業務を通してスキルアップできるように職場の職員  
しえんいん  
や支援員がサポートします。

#### 【新規】

- しょうがい きよういん しょうがい しゆるい ていど あ しどうほうほう けんきゅう けんしゅう じっし  
・障害のある教員の障害の種類や程度に合わせた指導方法を研究し、研修を実施し  
ます。

## 2 障害者が働きやすい職場づくりの推進

### (1) 「障害者雇用推進者」の選任【継続】

しょうがいしゃ こようそくしんほう だい78じょうだい1こう ちと しょうがいしゃ こようすいしんしゃ きよういくそうむぶちょう  
障害者雇用促進法(第78条第1項)に基づく「障害者雇用推進者」は教育総務部長  
とします。

### (2) 「埼玉県教育委員会障害者活躍推進計画策定・推進委員会」の運営【継続】

けいかく さくてい せつち さいたまけんきよういくいんかい しょうがいしゃかつやくすいしんけいかくさくてい  
この計画の策定にあたり設置した、埼玉県教育委員会障害者活躍推進計画策定・  
すいしんいんかい  
推進委員会において、この計画の具体的な取組の進捗状況を点検します。

げんじよう ふ あら とりくみ けんどう けいかく みなお  
また、現状を踏まえた新たな取組などについて検討し、計画を見直します。

### (3) 「埼玉県教育委員会障害者雇用点検評価」の実施【新規】

この計画の実施状況の点検に当たって、外部有識者による点検評価「埼玉県教育委員会障害者雇用点検評価」を実施します。

### (4) 各所属における推進体制【継続】

教育局や県立学校の各所属では、「障害者が働きやすい職場づくり推進要綱」に基づいて障害者雇用を推進します。

市町村立学校でも同様に対応できるよう、必要な情報を市町村教育委員会へ提供します。

### (5) 職業生活における相談体制の整備【継続】

教育局や県立学校の各所属では、所属長から指定された心のバリアフリー推進員が障害のある教職員からの相談などに対応します。

障害者雇用促進法に基づき、該当する所属には「障害者職業生活相談員」を配置します。

市町村立学校の障害のある県費負担教職員の相談などについては、各教育事務所の障害者職業生活相談員が対応します。

### (6) 所属以外での相談体制及び専門処理機関の整備【継続・拡充】

心のバリアフリー推進員や障害者職業生活相談員だけでなく、人事担当者や福利課保健師などを含め、様々な相談体制を整備します。

また、障害のある教職員から相談を受けた心のバリアフリー推進員や障害者職業相談員などが、相談内容に対してアドバイスが受けられるよう、相談体制を整備します。

さらに、障害者である教職員などからの、所属では解決できない相談や苦情の申し出などを専門的に処理する機関を整備します。

## (7) 外部関係機関（障害者就労支援機関等）との連携体制の整備【継続】

障害のある短時間勤務職員の募集について、業務内容や業務上配慮できる事項などをこれまで以上に分かりやすくしてお知らせするなど、ハローワークと協力して障害者の採用を進めていきます。

障害のある方の職場への定着を高めるために、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う障害者就業・生活支援センターや市町村障害者就労支援センターとの連携を深めていきます。

就労移行支援機関などからの職場実習を積極的に受け入れていきます。

## (8) 支援員の配置

### 【継続】

- ・支援員を適切に配置します。
- ・支援員向け研修などを実施します。

## (9) 職務環境の整備

### 【継続】

- ・車椅子（身体障害者）用トイレの整備など県立高校のバリアフリー化を進めます。
- ・読み上げソフトや点字ディスプレイなど必要なICT機器を整備します。
- ・市町村教育委員会に、施設のバリアフリー化やICT機器の整備などを進めることについて働き掛けます。

## (10) 障害者理解等を促進する研修等の実施

### 【継続・拡充】

- ・所属長向け研修などを実施します。
- ・心のバリアフリー推進員向け研修などを実施します。
- ・教職員向け研修などを実施します。
- ・人事担当者向け研修などを実施します。
- ・合理的配慮など取組例のマニュアルなどを整備します。

- ・外部セミナー、講習会などをお知らせしたり活用したりします。
- ・障害者理解のための研修や障害者が働きやすい職場づくりを進めることなどに必要な情報を市町村教育委員会に提供します。

#### 【新規】

- ・学校の保護者や地域の方々に向けた研修などを実施します。

### (11) 人事管理

#### 【継続・拡充】

- ・障害のある教職員の配置方針などを明確にして、個々の障害の状況、能力、適性などを考慮した適切な配置に努めます。
- ・年次休暇などの各種休暇の取得を促します。

#### 【新規】

- ・職場とは離れた場所で仕事をするテレワークなど、新たな働き方を研究します。

#### 【再掲】

## 3 その他

### (1) 関係機関への要望・働き掛け

#### ア 国への要望・働き掛け

障害のある教員の負担を減らし、働きやすい職場環境を作るために必要な人員配置のための財政措置や制度的措置を国に要望していきます。

また、施設改修や支援機器の整備のための財政措置を国に要望していきます。

教育職員における障害者雇用の全国状況や、障害のある学生が教員を目指す上でどのような課題があるか実態を調査し、学校での障害者雇用の在り方について検討するよう国に求めていきます。

#### イ 大学などへの働き掛け

障害のある者が学びやすい環境を整備するよう、教員養成課程のある大学などに働き掛けます。

(2) 障害者就労施設等からの物品調達

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律  
第50号）や埼玉県財務規則などに基づき、障害者就労施設などへの発注に努めます。



### Ⅲ 指標

#### 【指標1】

障害のある教員が活躍する姿をホームページなどで紹介したり、教員養成課程のある大学などで説明会を開催したりすることを通して、教員採用選考試験の障害者特別選考志願者数の拡大を目指します。

指標	現状値 (R1年度)	目標値 (R2年度)	目標値 (R4年度)
教員採用選考試験における障害者特別選考志願者数	34人	40人以上	50人以上

#### 【指標2】

障害者就業補助員（支援員）の配置、教職員への障害者理解を促進する研修の実施、障害者が働きやすい施設整備などを通して、障害のある方が安心して長く働ける職場づくりを進め、職場定着率を高めます。

指標	現状値 (R2.3.2)	目標値 (R2年度末)	目標値 (R4年度末)
障害のある会計年度任用職員の職場定着率	92.2%	92%以上	92%以上

※ 当該年度に雇用された会計年度任用職員について、当該雇用期間に対する定着状況を測定するものとする。民間企業等への一般就労を目指す「チームぴかぴか」は除く。

#### 【指標3】

国に提出した「障害者の採用に関する計画」及び障害者雇用促進法に基づき、計画的に雇用率達成を目指します。

指標	現状値 (R1.6.1)	目標値 (R2.12.31)	目標値 (R4.6.1)
障害者雇用率	1.58%	2.40%以上	2.50%以上

けんきょういっくいんかい しょうがいしゃかつやくすいしんけいかく すいしんたいせい  
 <県教育委員会の障害者活躍推進計画の推進体制>

